

令和6年度
第2回
周南市地域とともにある学校づくり推進協議会
開催要項



令和7年2月27日（木）

15：00～16：30

周南市役所多目的室

令和6年度 地域とともにある学校づくり推進協議会 委員一覧

	区 分	氏 名	所属等	G
1	学識経験者	立 部 文 崇	周南公立大学経済学部准教授 地域共創センター長	
2	小学校長会代表	原 田 剛	周南市小学校長会長	A1
3	中学校長会代表	魚 谷 祐 司	周南市中学校長会長	B1
4	公立学校教頭会代表	瀬 川 聖 子	周南市立遠石小学校教頭	C2
5		岩 本 正 信	周南市立菊川中学校教頭	C1
6	学校運営協議会の代表者	中 川 郁	熊毛中学校学校運営協議会長	A2
7		高 石 一 昭	住吉中学校学校運営協議会長	B2
8		飯 田 唯 志	須々万中学校学校運営協議会長	C2
9		佐 伯 吉 将	福川中学校学校運営協議会長	A1
10	P T A 連合会代表	藤 井 崇 史	周南市 P T A 連合会長 (沼城小学校 PTA 会長)	B1
11	地域学校協働活動 推進員代表	戸 倉 ひ と み	住吉中学校区地域学校協働活動推進員	A1
12		桐 山 正 徳	菊川中学校区地域学校協働活動推進員	B2
13		秋 重 美 津 子	須々万中学校区地域学校協働活動推進員	
14		坂 根 美 音	岐陽中学校区地域学校協働活動推進員	C1
15	周南市地域連携担当 教職員研修会 企画委員会代表	鳥 飼 美 佐	周南市立徳山小学校事務長	B2
16		中 尾 公 寛	周南市立太華中学校教諭	A2
17	教育委員会及び 関係部局の担当者	金 近 和 博	周南市観光振興課	C2
18		神 杉 朋 史	周南市地域づくり推進課	A1
19		三 浦 潤 子	周南市こども保育課	B2
20		河 野 浩 子	周南市地域福祉課	C1
21		坂 本 智 子	周南市あんしん子育て推進課	A2
22		林 正 人	周南市公立大学連携課	B1
23		弘 中 志 保	周南市教育委員会生涯学習課	C2
24		井 手 恵 子	周南市教育委員会生涯学習課	A2
25		鬼 武 優 一 郎	周南市教育委員会人権教育課	
26		石 井 岳 文	周南市教育委員会学校教育課	
27		野 坂 良 太	周南市教育委員会学校教育課	

オブザーバー参加

山口県教育委員会徳山エリアCSチーフ 長谷川 敬 様

開会行事【１５：００～】

○主催者あいさつ（周南市教育委員会学校教育課課長）

○周南市地域とともにある学校づくり推進協議会長あいさつ

学校教育課所管説明【１５：１０～】

協議【１５：２５～】

講評【１６：１５～】

○山口県教育委員会徳山エリアＣＳチーフ 長谷川 敬 様

閉会行事【１６：２５～】

○周南市地域とともにある学校づくり推進協議会長あいさつ

事務連絡、その他

○周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱

平成27年3月31日教委要綱第7号

改正

平成30年3月31日教委要綱第2号

平成30年12月21日教委要綱第11号

平成31年4月1日教委要綱第3号の2

周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱

(設置の目的)

第1条 地域ぐるみで子供の育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立した取組の推進を図るため、周南市地域とともにある学校づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) コミュニティ・スクールを核とした地域のネットワークの強化に関すること。
- (2) 学校と地域の協働活動による地域とともにある学校づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 小学校及び中学校長会の代表者 各1人
- (3) 公立学校教頭会の代表者 2人
- (4) 小中合同学校運営協議会の代表者 6人以内
- (5) 周南市PTA連合会の代表者 1人
- (6) 地域学校協働活動推進員の代表者 6人以内
- (7) 周南市地域連携担当教職員研修会企画委員会の代表者 2人
- (8) 教育委員会及び関係部局の担当者

2 前項第3号に規定する代表者は、次に掲げる地区の代表者とする。

- (1) 東部地区 (熊毛中学校、太華中学校、鼓南中学校区)

(2) 中央部地区 (周陽中学校、岐陽中学校、住吉中学校、秋月中学校区)

(3) 西部地区 (桜田中学校、菊川中学校、富田中学校、福川中学校区)

(4) 北部地区 (須々万中学校、鹿野中学校)

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(プロジェクト・チーム)

第7条 協議会の下部に、情報収集及び分析等を行うプロジェクト・チームを設置する。

2 プロジェクト・チームは、会長から委嘱を受けた委員によって構成され、必要に応じて会長が招集する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成27年度の委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。